

京情審答申第120号  
平成29年4月10日

京都府教育委員会  
教育長 橋本 幸三 様

京都府情報公開審査会  
会長 山本 克己

公文書非公開決定（不存在等）に係る異議申立てに対する  
決定について（答申）

平成27年10月20日付け7教職第693号で諮問のあった事案について、次の  
とおり答申します。

## 第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開（不存在）とした判断は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成26年12月10日、異議申立人は、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年京都府条例第6号）第7条の規定による改正前の京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、別紙1を内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成26年12月24日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期間を延長した上、平成27年2月2日、条例第10条第1項及び第2項の規定により別紙2の公文書公開決定処分及び公文書非公開（不存在等）決定処分並びに別紙3の公文書公開決定処分及び公文書部分公開決定処分を行い、同日、異議申立人に公文書公開決定通知書、公文書部分公開決定通知書及び公文書非公開決定通知書（不存在等）を送付した。
- 3 平成27年4月6日、異議申立人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律160号）第6条の規定により、上記のうち、別紙2の処分（以下「本件処分」という。）を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成27年10月20日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件申立てに対する決定について諮詢した。

## 第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 寄宿舎指導員採用選考試験について

教育に携わる教職員の採用の在り方については、国民の注目が強まり、公正な選考に向けた改革が志向されている。

京都府においても、教員採用に関する情報公開は拡大する方向に動いてきた。

しかしながら、寄宿舎指導員採用選考試験の公開状況は、教員採用選考試験の水準から遅れをとっている。

「そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表がこれを行使し、その権利は国民がこれを享受する」と日本国憲法前文にうたわれている。行政機関が保有する情報及び公文書は、原則として何人に対しても、その請求に応じて公開されなければならない。その理念は、条例の前文にも明示されている。

寄宿舎指導員は、特別支援学校の教育を担う教育職であり、その採用は、憲法の理念にのっとり、子どもの発達を保障する専門的力量及び資質を有する志願者を選考し、確保する行為である。寄宿舎指導員の採用について、保護者及び府民がどのような教育力量を持った人物を採用してほしいかの意見を述べ、関与していく道筋が必要である。

寄宿舎指導員採用選考試験は、選考によって行われている。選考とは、一定の基準と手続の下に、志願者の職務遂行能力を測定するものである。選考に当たっては、平等取扱いの原則、恣意的採用の禁止、雇用の安定及び身分保障並びに公正、明朗及び適切な選考及び採用の実施の原則が遵守されなければならない。これを実証的に点検し、吟味する上で、情報の公開が不可欠である。

今回非公開とされた情報は、人物重視等の名の下に行われる選考において極めて重要な位置を占め面接の在り方そのものに関わるし、また、公開された情報も異議申立人が求める情報公開には不十分である。

## 2 本件処分について

- (1) 平成26年度採用選考試験の実施に関する総合的なまとめと、平成27年度採用選考試験における改善の検討過程及びその結果に関する情報（出題ミスの再発防止についての情報を含む。以下「まとめ・改善検討過程結果情報」という。）について

寄宿舎指導員採用選考試験を実施して、その評価や課題について何も検討されていないとは考えられず、何らかの文書が存在すべきであると考える。

また、出題ミスの再発防止については、京都府教育委員会が「チェック体制を強化して再発防止に努める」との見解を示していることから、チェック体制が存在していることは明らかで、チェック体制をどのように意思統一して進めているのか、具体的な取り組み方や経過など、何らかの文書が存在するはずであり、公文書の範囲を

広げて関わる文書の公開を求める。

- (2) 臨時的任用及び非常勤教職員経験に対する一部試験免除などの考慮についての検討過程及びその結果に関する情報（以下「経験考慮検討過程・結果情報」という。）について

教員採用選考試験では2年以上の授業経験をもって専門性（知識理解）を有していると判断し、筆記試験の免除（一部を含む。）の根拠とされている。

寄宿舎指導員も教員と同様に高い専門性が必要であるが、臨時的任用及び非常勤寄宿舎指導員としての経験は、寄宿舎での専門性（知識理解）を有することになる。

これは、筆記試験での免除に該当し、その検討がなされて当然であると考えられるため、関連する文書の公開を求める。

- (3) 1次集団面接・2次個人面接の質問内容の作成・決定を行っている機構・メンバーに関する情報（以下「質問内容作成等機構・メンバー情報」という。）について

寄宿舎指導員は一定の専門的知識を必要とすることはいうまでもないが、その専門性を問う質問内容について、何の共通理解もなく面接が行われているとは考え難い。

よって、文書をもとにして意思統一や共通理解がしっかりととなされているはずであり、関わる文書を広範囲にして公開を求める。

- (4) 受験年齢制限など受験資格の検討過程及びその結果に関する情報（以下「受験資格検討過程・結果情報」という。）について

受験資格を記載した文書は公開されているが、受験資格の検討過程及びその結果に関する情報がないため、その情報の公開を求める。

- (5) 最終的な合否判定までの成績集約に関する全ての情報（以下「成績集約情報」という。）について

合否判定についての文書は公開されているが、成績集約に関する情報についての記載がないため、その情報の公開を求める。

- (6) 今後の寄宿舎指導員の採用計画に関する情報（以下「寄宿舎指導員採用計画情報」という。）について

範囲を広げて請求してきた経過から、「寄宿舎指導員の配置状況等について」が公開されてきたところである。

採用計画についても、寄宿舎指導員採用選考試験が実施されてい

ることから、採用に関わる判断の材料となる公文書が存在するのではないかと考える。

採用計画に関わる公文書の範囲をさらに広げ、その全ての公開を求める。

## 第5 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

### 1 まとめ・改善検討過程結果情報について

教員採用選考試験と同様に、翌年度の採用計画を立てる打合せの際に、今年度の試験の評価及び出題ミス等の反省についても話し合うが、この打合せは口頭で行っており、公文書は作成していない。

### 2 経験考慮検討過程・結果情報について

教員採用選考試験の場合は、講師等経験者については、2年以上授業を行っていることにより、教科等に関する一定の専門性（知識理解）を有していると考えられることから、筆記試験の一部を免除しているが、寄宿舎指導員採用選考試験の場合は、授業を行っていないので、知識理解を筆記試験でしか量ることができないため、その免除については検討しておらず、経験の考慮に関する公文書は存在しない。

### 3 質問内容作成等機構・メンバー情報について

寄宿舎指導員採用選考試験においても、教員採用選考試験と同様面接試験の質問内容の作成依頼はしておらず、面接官が独自に質問しているため、統一的な質問事項を記載した公文書は存在しない。

### 4 受験資格検討過程・結果情報について

異議申立人は、「受験資格の検討経過及びその結果に関する情報がないためその情報の公開を求める」として異議申立てをしている。

実施機関は、「受験年齢制限など受験資格の検討過程及びその結果」に該当する文書は作成していないが、請求の趣旨を広く解釈して、試験の実施要項を定めた「平成27年度京都府立学校寄宿舎指導員採用選考試験の実施について」という公文書を本件請求に対し公開している。

なお、異議申立人の意向を十分に斟酌しても、他に特定することができるような公文書は存在しない。

## 5 成績集約情報について

異議申立人は、「成績集約に関する情報についての記載がないため、その公開を求める」として異議申立てをしている。

実施機関は、「最終的な合否判定までの成績集約」に該当する文書は作成していないが、請求の趣旨を広く解釈して、合否判定に係る文書である「平成27年度京都府立学校寄宿舎指導員採用選考試験第一次試験に係る合否判定会議について」他3件の公文書を本件請求に対し公開している。

なお、異議申立人の意向を十分に斟酌しても、他に特定することができるような公文書は存在しない。

## 6 寄宿舎指導員採用計画情報について

異議申立人は、「採用計画に関する公文書の範囲をさらに広げ、その全ての公開を求める」として異議申立てをしている。

実施機関としては、「今後の寄宿舎指導員の採用計画」に該当する文書は作成していないが、請求の趣旨を広く解釈して、寄宿舎指導員の配置状況を記載した「寄宿舎指導員の配置状況等について」という公文書を本件請求に対し公開している。

なお、異議申立人の意向を十分に斟酌しても、他に特定することができるような公文書は存在しない。

## 第6 審査会の判断理由

### 1 対象文書について

異議申立人が公開を求めているものは、別紙2の表の「公文書の件名又は内容」欄に掲げる情報を記載した文書である。

### 2 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

異議申立人は、公開請求内容に該当する公文書の検索が不十分である旨主張していることから、これについて検討し、判断することとする。

#### (1) まとめ・改善検討過程結果情報について

異議申立人は、寄宿舎指導員採用選考試験を実施して、その評価や課題について何も検討されていないとは考えられず、何らかの文書が存在すべきであり、出題ミスの再発防止についても、チェック

体制をどのように意思統一して進めているのか、具体的な取り組み方や経過など、何らかの文書が存在するはずである旨主張する。

実施機関に確認したところ、教員採用選考試験と同様に、翌年度の採用計画を立てる打合せの際に、今年度の試験の評価及び出題ミス等の反省についても話し合うが、この打合せは口頭で行っており、公文書は作成していないとのことであった。

このことについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、これらの文書については、不存在であると考えることが相当である。

## (2) 経験考慮検討過程・結果情報について

異議申立人は、教員採用選考試験においては、臨時的任用及び非常勤教職員の経験によって一次試験の一部の試験免除が実施されていることから、寄宿舎指導員採用選考試験についても、同等の検討がなされ、それに対する文書が存在するはずであると主張する。

実施機関に確認したところ、教員採用選考試験の場合は、講師等経験者については、2年以上授業を行っていることにより、教科等に関する知識理解等の一定の専門性を有していると考えられることから、筆記試験の一部を免除しているが、寄宿舎指導員採用選考試験の場合は、授業を行っていないので、知識理解を筆記試験でしか量ることができないため、その免除については検討しておらず、公文書は存在しないとのことであった。

このことについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、これらの文書については、不存在であると考えることが相当である。

## (3) 質問内容作成等機構・メンバー情報について

異議申立人は、寄宿舎指導員は一定の専門的知識を必要としているが、その専門性を問う質問内容について、面接担当者の間で何の共通理解もなく面接が行われているとは考え難く、文書をもとにしても意思統一や共通理解がしっかりととなされているはずであり、それに関する文書が存在するはずであると主張する。

実施機関に確認したところ、寄宿舎指導員採用選考試験においても、教員採用選考試験と同様面接試験の質問内容の作成依頼はしておらず、面接官が独自に質問しているため、公文書は存在しないとのことであった。

このことについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、

これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、これらの文書については、不存在であると考えることが相当である。

#### (4) 受験資格検討過程・結果情報について

異議申立人は、受験資格を記載した文書は公開されているが、その受験資格の検討過程及びその結果に関する情報が記載された文書は公開されていないため、その公開を求めているものと解される。

実施機関に確認したところ、受験資格は、寄宿舎指導員の年齢構成などに特段の状況変化がない限り例年同様にしているため、「受験年齢制限など受験資格の検討過程及びその結果」に該当する公文書は作成していないとのことであった。

このことについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、これらの文書については、不存在であると考えることが相当である。

#### (5) 成績集約情報について

異議申立人は、合否判定についての文書は公開されているが、成績集約に関する情報が記載された文書は公開されていないため、その公開を求めているものと解される。

実施機関は、受験者の合否判定に係る公文書として、計4件の公文書を異議申立人に対し公開しているが、これらの公文書には合否判定のために受験者の成績を一覧表に集約したものが含まれている上、実施機関に確認したところ、これらの文書以外に請求内容に相当する公文書は存在しないとのことであった。

このことについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、これらの文書については、不存在であると考えることが相当である。

#### (6) 寄宿舎指導員採用計画情報について

異議申立人は、寄宿舎指導員の採用計画について、寄宿舎指導員採用選考試験が実施されているのであれば、その前提として採用計画など採用に関する判断の材料となる公文書が存在するはずであるから、その公開を求めているものと解される。

実施機関に確認したところ、採用計画を立てる際にその都度見込

みを出して計画を立てているため、今後数年間にわたるような計画は作成しておらず、「今後の寄宿舎指導員の採用計画」に該当する公文書は作成していないとのことであった。

このことについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、これらの文書については、不存在であると考えることが相当である。

### 3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

| 年 月 日             | 処 理 内 容       |
|-------------------|---------------|
| 平成 27 年 10 月 20 日 | 諮問書の受理        |
| 平成 27 年 11 月 2 日  | 実施機関の理由説明書の受理 |
| 平成 27 年 12 月 1 日  | 第 1 回審査会      |
| 平成 28 年 1 月 29 日  | 第 2 回審査会      |
| 平成 29 年 2 月 22 日  | 第 3 回審査会      |
| 平成 29 年 3 月 23 日  | 第 4 回審査会      |
| 平成 29 年 4 月 10 日  | 答 申           |

(別紙1)

## 公文書公開請求に係る請求内容

- 1 平成26年度採用選考試験の実施に関する総合的なまとめと、平成27年度採用選考試験における改善の検討過程及びその結果に関する情報（出題ミスの再発防止についての情報も含む）
- 2 臨時的任用及び非常勤教職員経験に対する一部試験免除などの考慮についての検討過程及びその結果に関する情報
- 3 最終的な合否判定までの成績集約に関わるすべての情報
- 4 受験年齢制限など受験資格の検討過程及びその結果に関する情報
- 5 採用選考試験の募集要項に関する情報
- 6 筆記試験（小論文・一般教養及び職務に関する専門的知識）の問題作成・決定及び採点手順及び、それらを行っている機関・メンバーに関する情報
- 7 筆記試験（小論文・一般教養及び職務に関する専門的知識）の問題、配点、正解、採点基準に関する情報
- 8 1次集団面接・2次個人面接の実施要項と評価基準、評価区分に関する情報
- 9 1次集団面接・2次個人面接の質問内容の作成・決定を行っている機関・メンバーに関する情報
- 10 1次集団面接・2次個人面接の面接委員の委嘱に関する情報
- 11 1次集団面接・2次個人面接の面接委員の研修に関する情報
- 12 1次集団面接・2次個人面接の面接官用「質問事項（具体例・禁止事項などを含む）マニュアル」「評定票」「マークシート用紙」に関する情報
- 13 採用選考試験当日に、会場で行った説明の内容を示す文書に関する情報
- 14 志願者数、受験者数、1次試験合格者数、名簿登載者数の性別・年代別一覧に関する情報
- 15 各試験結果（点数・評価）の集計一覧に関する情報
- 16 最終的な合否判定基準に関する情報
- 17 今後の寄宿舎指導員の採用計画に関する情報

(別紙2)

異議申立ての対象となった処分

| 番号 | 公文書の件名又は内容   | 決定内容         | 該当請求項目 |
|----|--|--------------|--------|
| 1  | 平成26年度採用選考試験の実施に関する総合的なまとめと、平成27年度採用選考試験における改善の検討過程及びその結果に関する情報（出題ミスの再発防止についての情報も含む）   | 非公開<br>(不存在) | 1      |
| 2  | 臨時の任用及び非常勤教職員経験に対する一部試験免除などの考慮についての検討過程及びその結果に関する情報  | 非公開<br>(不存在) | 2      |
| 3  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 平成27年度京都府立学校寄宿舎指導員採用選考試験第1次試験に係る合否判定会議について</li><li>・ 平成27年度京都府立学校寄宿舎指導員採用選考試験第1次試験に係る合否判定について</li><li>・ 平成27年度京都府立学校寄宿舎指導員採用選考試験第2次試験に係る合否判定会議について</li><li>・ 平成27年度京都府立学校寄宿舎指導員採用候補者名簿登載者の決定について</li></ul> | 公開           | 3      |
| 4  | 平成27年度京都府立学校寄宿舎指導員採用選考試験の実施について  | 公開           | 4      |
| 5  | 1次集団面接・2次個人面接の質問内容の作成・決定を行っている機関・メンバーに関する情報  | 非公開<br>(不存在) | 9      |
| 6  | 寄宿舎指導員の配置状況等について   | 公開           | 17     |

(別紙3)

異議申立ての対象となっていない処分

【全部公開】

| 番号 | 請求項目の番号       | 公文書の件名  |
|----|---------------|---|
| 1  | 5             | 平成27年度京都府立学校寄宿舎指導員採用選考試験の実施について   |
| 2  | 6             | 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験事務委嘱予定者会議進行・配付資料について   |
| 3  | 7             | 平成27年度京都府立学校寄宿舎指導員採用選考試験第1次試験筆記試験 問題<br>解答用紙 解答例  |
| 4  | 8、11<br>及び12  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験（寄宿舎指導員採用選考試験を含む）第1次面接試験説明会の実施について</li><li>・ 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験等第2次面接試験面接委員説明会の実施について</li></ul> |
| 5  | 8及び16         | 平成27年度京都府立学校寄宿舎指導員採用選考試験合否判定基準の公開について   |
| 6  | 12            | 面接試験のマークシート及びマークシート記入上の注意   |
| 7  | 13            | 1次筆記試験、1次2次面接試験当日の説明原稿  |
| 8  | 14及び15        | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 平成27年度京都府立学校寄宿舎指導員採用選考試験第1次試験に係る合否判定会議について</li><li>・ 平成27年度京都府立学校寄宿舎指導員採用選考試験第1次試験に係る合否判定について</li></ul>                 |
| 9  | 14、15<br>及び16 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 平成27年度京都府立学校寄宿舎指導員採用選考試験第2次試験に係る合否判定会議について</li><li>・ 平成27年度京都府立学校寄宿舎指導員採用候補者名簿登載者の決定について</li></ul>                      |

【部分公開】

| 番号 | 請求項目の番号 | 公文書の件名  |
|----|---------|---|
| 1  | 6       | 平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験に係る事務の委嘱について   |
| 2  | 10      | <ul style="list-style-type: none"><li>平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験等第1次面接試験面接委員の委嘱について</li><li>平成27年度京都府公立学校教員採用選考試験等第2次面接試験面接委員の委嘱について</li></ul> |